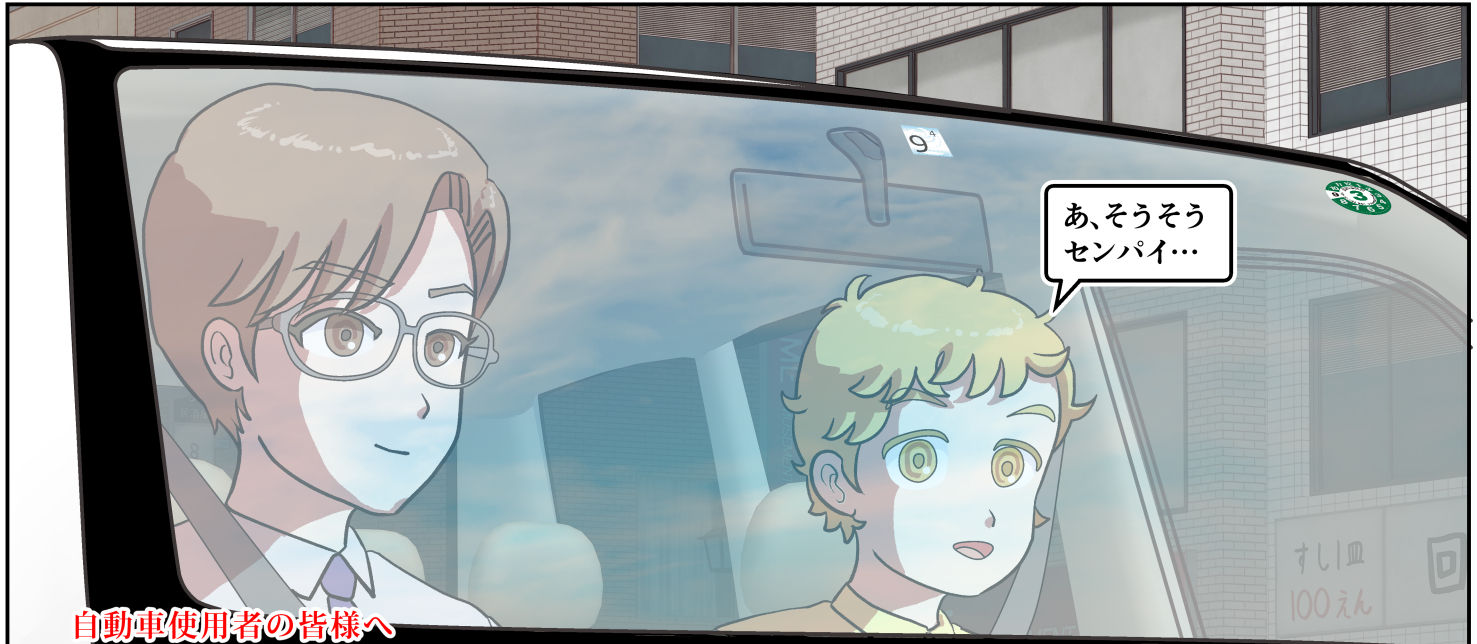


鈴木さんと佐藤くんの もっと! 知って納得! 安心車検!

—検査標章への点検整備注意喚起文の記載編—

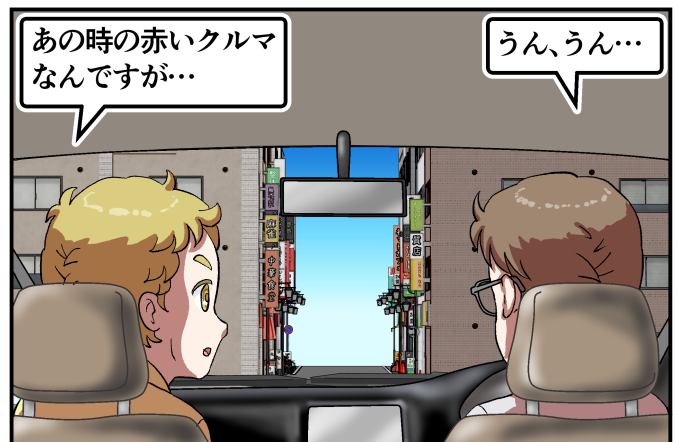
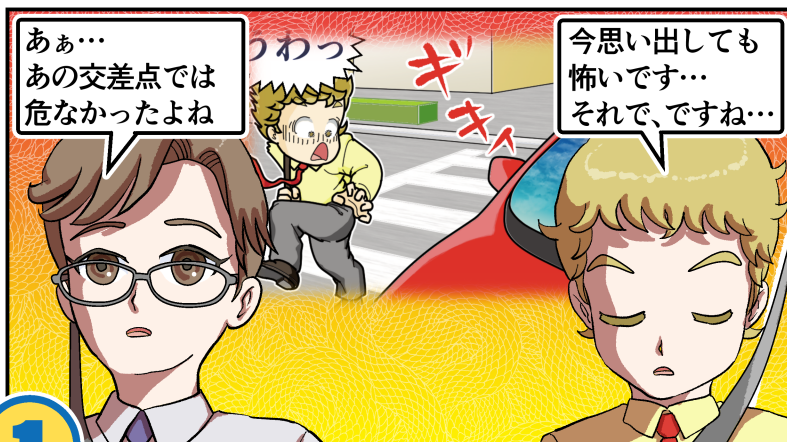
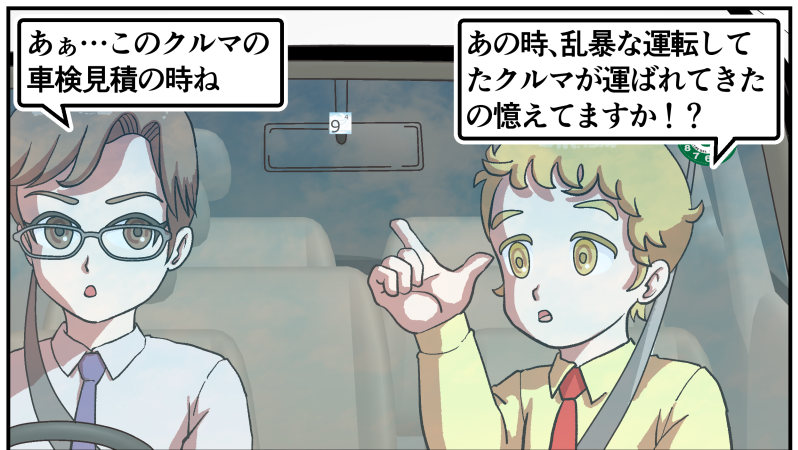
エピソード 8

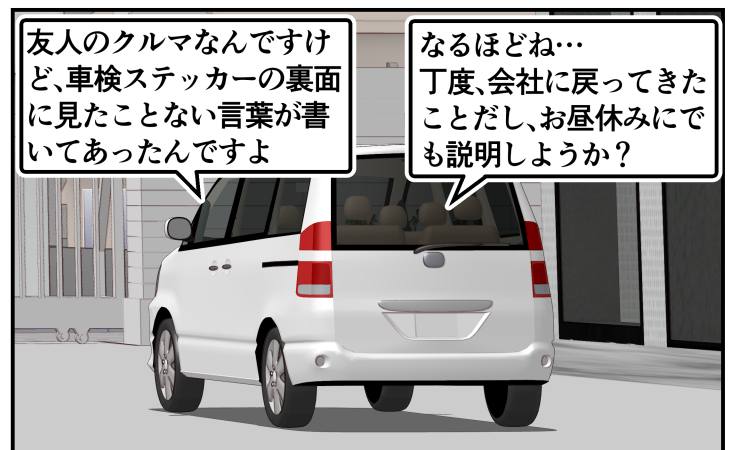
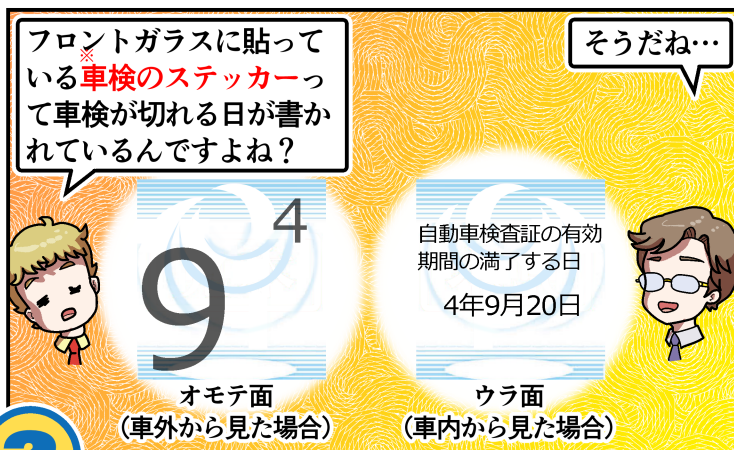
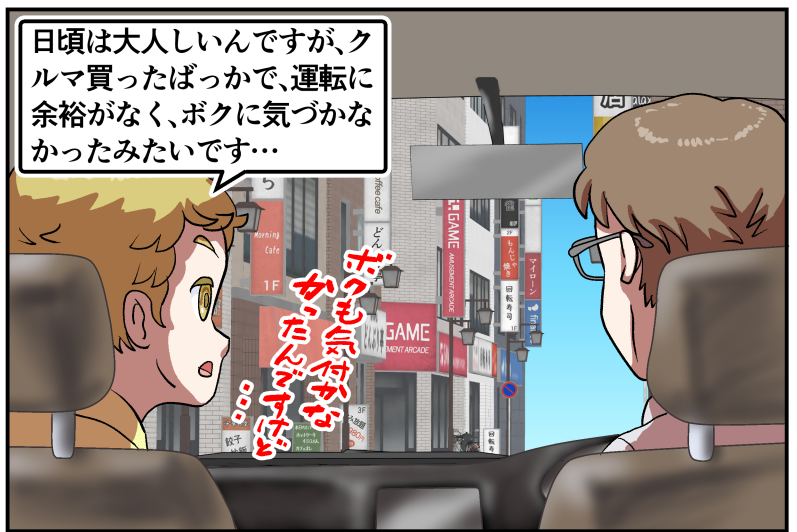
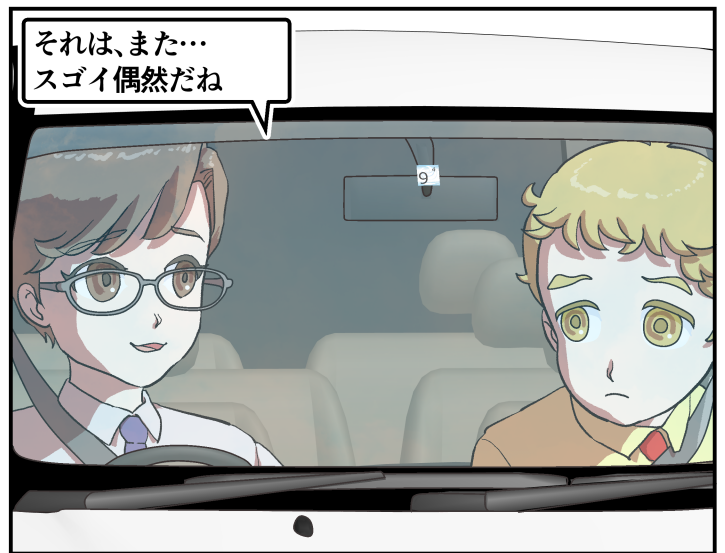


自動車使用者の皆様へ 点検整備は必ず実施しましょう

自動車の車検(検査)は、安全・環境の面について国が定める基準に適合しているかどうかを一定期間ごとに確認するものであり、次の車検(検査)までの安全性等を保証するものではありません。

自動車の使用者は、安全・環境を守るため、自らの責任で適切に自動車を管理しなければなりません。自動車の事故や故障を未然に防止するためにも、日常点検整備と定期点検整備は必ず実施しましょう。(※自動車検査証より)





※正式には「検査標章」と言います。



車検証の下の方... この「備考」って書いてある欄の事でしたね

そうそう...

令和 2年 9月 5日 東京運輸支局長

自動車検査証

登録番号又は車両番号	1234	登録年月日/交付年月日	平成 27年 9月 20日 / 平成 27年 9月	初度登録年月	平成 27年 9月	自動車の種別	小型	用途	乗用 自家用	自家用・事業用の別	乗用 自家用	車体の形状	箱型 [003]
車名	〇〇〇〇	乗車定員	7人	最大積載量	1420kg	車両重量	1805kg	車両総重量	1805kg	前後軸重	前後軸重	前後軸重	前後軸重
車台番号	ABC14-12345678	長さ	456cm	幅	169cm	高さ	160cm	800kg	620kg	型式指定番号	12129	類別区分番号	0007
型	ABC-DEF12H	原動機の型式	1YZ	総排気量又は定格出力	1.79L	燃料の種類	ガソリン						
所有者の氏名又は名称	〇〇〇〇東京株式会社												
所有者の住所	港区六本木1丁目2-3												
使用者の氏名又は名称	整備 一郎												
使用者の住所	港区六本木6丁目2-3												
使用の本拠の位置	***												
有効期限の満了する日	令和 年 月 日												
備考	[東京], 継続検査 自動車重量税額 ¥〇〇〇〇〇 [走行距離計表示値] 43, 200km(令和〇年〇月〇日) [旧走行距離計表示値] 36, 500km(平成〇年〇月〇日) 平成11年騒音規制車 [受検種別] 持込検査車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 認証整備工場 以下余白												

社用車の車検証

「受検種別」「検査時の点検整備実施状況」「受検形態」とあって...

さすがだね! 佐藤くん!

どのような状況で車検を受検したかが、記載されているんですね

有効期間の満了する日	令和 年 月 日	年
備考	[東京], 継続検査 自動車重量税額 ¥〇〇〇〇〇 [走行距離計表示値] 43, 200km(令和〇年〇月〇日) [旧走行距離計表示値] 36, 500km(平成〇年〇月〇日) 平成11年騒音規制車 [受検種別] 持込検査車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 認証整備工場 以下余白	

※エピソード3 自動車検査証の備考欄編を参照してください。

車 検 証 : 正しくは“自動車検査証”ですが、ここでは一般的に使用されている“車検証”としています。

※
この欄を確認して、自分の
クルマが「**勧告**」を受けて
いたのに気づきました…

備考
[東京], 継続検査
自動車重量税額 ¥○○○○○
[走行距離計表示値] 186, 900km(令和○年○月○日)
[旧走行距離計表示値] 156, 700km(平成○年○月○日)
平成11年騒音規制車
[受検種別] 持込検査車
[検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載なし
[受検形態] その他
[定期点検整備実施の指導履歴] 平成○年○月○日 **勧告**
以下余白

そうだったね…
「検査時の点検整備実施状況」の
記載が、
「**点検整備記録簿記載なし**」
と書かれている場合は…

佐藤君のクルマの車検証

記録簿の記載がないわけ
だから
「定期点検整備」
が実施されていない…

要するに、いつ故障する
かわからないから、点検
整備をしてね、ってこと
だよな

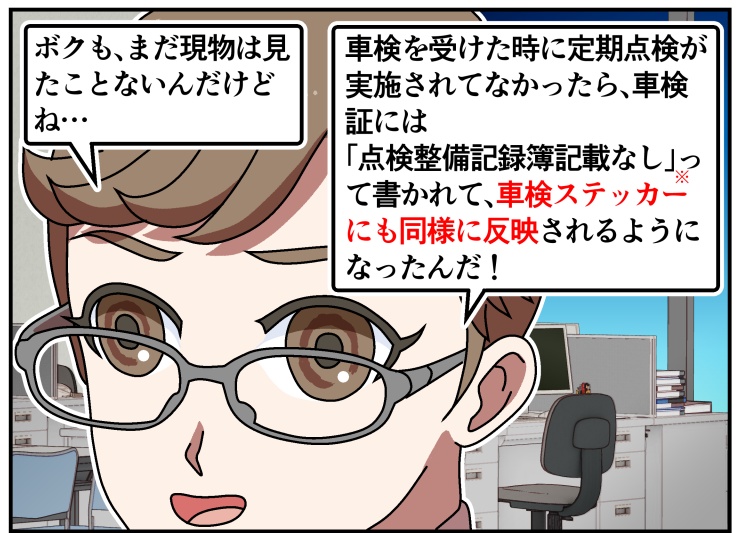
確かに車検に合格したか
らと言っても、その後も故
障しないとは限りません
よね…

…で、お友達の
「車検ステッカー」
なんだけど、おそらく、こう書
かれていたんじゃないかな？

期間満了の日付の下に
「法定点検未実施」
(車検時)
…って

自動車検査証の有効
期間の満了する日

4年8月20日
法定点検未実施
(車検時)



認証(指定)工場は安心の点検・整備付き車検

認証(指定)工場と代行車検の違いは？

認証(指定)工場の点検・整備付き車検

ボくらユーザに代わって国家資格を持ったプロがしっかり点検・整備してくれるんだよね！



〇〇は、もう交換しておいた方がイイと思いますよ



信頼関係

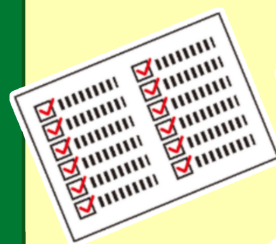
お願いします

お客様に変わって国家資格を取得した整備のプロがブレーキの分解などの特定整備を含めた2年定期点検・整備を実施します。

安心できる点検・整備の実施。

認証(指定)工場が車検の更新手続きをします。2年定期点検整備が完了したクルマを国の検査場に持ち込み継続検査(車検)を受けます。

※指定工場は、自社で完成検査を実施します。



記録簿あり



1

点検・整備

2

車検(検査)

代行業者はブレーキの分解などの特定整備ができません。

※「認証」を取得していない事業者が特定整備を行なうことは法律で禁止されています。



代行業者はブレーキの分解などの特定整備ができないんですよね…



代行業者が車検の更新手続きをします。

クルマを国の検査場に持ち込み継続検査(車検)を受けます。



記録簿なし



点検・整備してない状態のクルマを国の検査機関に持ち込むんだけど…

車検手続きのみの代行業者

不合



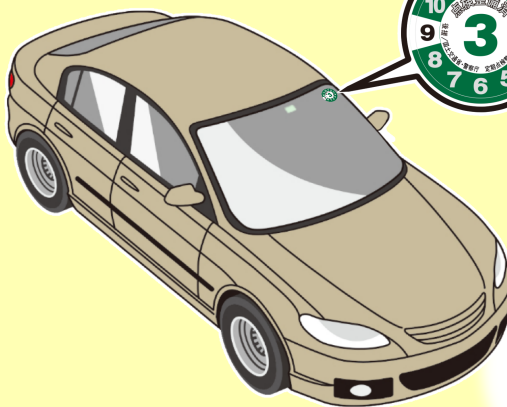
点検整備を行い故障箇所を早期発見し、またブレーキ等分解しないと解らない内部の部品の摩耗や劣化状態を把握して、いつまでも安心して乗れるよう安心整備を行っています



しっかり点検・整備したクルマを国の検査機関に持ち込んで車検を受けるから安心なんだよね



プロによる点検・整備だから安全安心だよ
しかも整備保証までついてくる



プロによる点検・整備で安全・安心！
しかも整備保証(一部工場及び一部の自動車は除かれます)つきです。
(自家用乗用車：6カ月又は1万km)

合格

3 車検後のカーライフ

再検査

合格

整備

国の検査場

点検整備を実施していないから、車検証に「点検整備記録簿記載なし」と実施状況が記載されて、ステッカー(検査標章)には「法定点検未実施(車検時)」と印刷されるんですね



特定整備に該当する部位で不合格になったら、特定整備ができる整備工場で修理してから再検査になっちゃうんですよ

検査に合格していても検査場ではブレーキなどの分解検査は行いません。あくまで「検査を受けた時点」でのテスター等による機能検査のみです。クルマの今後の安全性には不安が残ります。



仮に車検に合格しても点検・整備していないからなんだか不安だなあ...



1 ▶ プロにおまかせ！ 次回の定期点検までの安全をキープ

国家資格を持つプロの整備士が、ブレーキなどの分解を含む56項目（自家用乗用車）の2年定期点検を行い、必要な整備や安心のための予防整備を提案します。

2 ▶ 安心の目印！ 点検整備済みステッカー

定期点検整備を実施したクルマには、クルマの前面ガラスの助手席上方に「点検整備済みステッカー」を貼ります。定期点検整備を確実に実施したことを示すもので、数字は次回の定期点検整備の期日を示しています。

運輸局認証(指定)工場 点検・整備付き車検 4つの安心

3 ▶ 万一の時にも安心対応 整備保証

定期点検整備を実施した箇所です。その後、点検・整備作業が原因で不具合が生じた場合には、無償で再整備を行います。保証期間は定期点検整備を完了した日から6カ月または走行距離1万kmのいずれかに達するまでとなります。（一部工場及び一部の自動車は除かれます。）

4 ▶ ひと目でわかる！ 点検整備(特定整備)記録簿

これはいわば、クルマのカルテ。エンジンやブレーキをはじめ、さまざまな箇所の点検・整備の内容が記録されています。

自家用乗用車の点検整備(特定整備)記録簿

**運輸局長認証
普通自動車分解整備事業**

- 普通自動車(大型) 小型四輪自動車
- 普通自動車(中型) 小型二輪自動車
- 普通自動車(小型) 軽自動車
- 普通自動車(乗用) 大型特殊自動車

**運輸局長認証
普通自動車特定整備事業**

- 普通自動車(大型) (分解整備、電子制御装置整備 (自動運行装置を除く)に限る)
- 普通自動車(中型) (分解整備、電子制御装置整備 (自動運行装置を除く)に限る)
- 普通自動車(小型) (分解整備、電子制御装置整備 (自動運行装置を除く)に限る)
- 普通自動車(乗用) (分解整備、電子制御装置整備 (自動運行装置を除く)に限る)
- 小型四輪自動車 (分解整備、電子制御装置整備 (自動運行装置を除く)に限る)
- 軽自動車 (分解整備、電子制御装置整備 (自動運行装置を除く)に限る)

※自動車の保守管理責任は、ユーザー自身にあり、日常点検と定期点検の実施が義務づけられています。
あなたの大切なクルマと、ご家族の安全を守るためにも、認証(指定)工場での点検・整備付き車検をおすすめします。
以前のエピソードはこちらのWebサイトでご覧になれます。
<https://www.jaspa.or.jp/>